

知事読み上げ文 (訴えの提起等について)

本日、「普天間飛行場代替施設建設事業に係る岩礁破碎等行為の差止請求」について、那覇地方裁判所に訴えを提起するとともに、沖縄県知事の許可を受けることなく、岩礁破碎等行為をしてはならないとの仮処分命令を求める申立てを行いました。

沖縄県は、去年の最高裁判決に従った結果、前知事が埋立てを承認したという原点に戻ることになりましたが、辺野古新基地建設にあたっては、岩礁破碎等許可をはじめ様々な行政手続が必要であり、これらの行政手続は、改めて一つ一つ法令に基づいて厳正にチェックしていかなければなりません。

前回の最高裁判決は、埋立承認という手続の一つに関する判決であり、最高裁で判決が出されたから以後の手続も自由にやってよい、ということにはならず、法令に基づく手続に従わなければならないことは当然であります。

漁業権の設定されている漁場内で、知事の許可を受けることなく岩礁破碎等行為を行うことは、禁止されておりますが、沖縄防衛局は、沖縄県の再三の行政指導にも応じず、普天間飛行場代替施設建設事業の護岸工事に着手し、岩礁破碎等を行うことが確実な状況となっております。

県としましては、漁業法の趣旨、これまでの政府見解や水産庁の技術的助言等に照らし、沖縄防衛局が工事を行っている海域は、漁業権が設定されている海域に当たるものと考えており、行政として無許可の行為を放置できないことから、訴えを提起するという判断に至ったものであります。

長年積み重ねられてきた漁業権免許制度の運用に関する見解を、辺野古案件のために恣意的に捻じ曲げるようなやり方は、政府が常々述べている法治国家のあり方からはほど遠く、無許可の行為をしてまで新基地建設を拙速に進め、豊かな生物多様性を誇る辺野古・大浦湾の海を埋め立てようとする態度は、「沖縄県民に寄り添う」という発言ともかけ離れており、到底容認することはできません。

県としましては、裁判所に対し、県の訴えが正当であることをしっかり主張・立証してまいります。

この訴訟は、辺野古への新基地建設の是非そのものを問うものではありませんが、沖縄県民の思いを置き去りにしたまま新基地建設に突き進む国の姿勢が、改めて問われているものだと考えております。

私は、多くの県民の負託に応えるため、全力でこの訴訟に臨むとともに、今後とも辺野古に新基地は造らせないと公約実現に向け、不退転の決意で取り組んでまいります。

平成29年7月24日

沖縄県知事 翁長 雄志